

(市町村用)

福島県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証									
有効期限					年	月	日		
交付年月日					年	月	日		
記号					番号				
世帯主	住所								
	氏名							男女	
対象者	氏名							男女	
	生年月日		年 月 日						
発効期日			年 月 日						
適用区分									
長期入院 該当年月日			年 月 日				交付者印		
保険者番号並びに交付者の 名称及び印									

注意事項	
1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。 (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。 (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。 2. 療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。 3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 備考	

(国保組合用)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証									
有効期限					年	月	日		
交付年月日					年	月	日		
記 号					番 号				
組 合 員	住 所							男 女	
	氏 名								
対 適 用 ・ 減 額 者	氏 名							男 女	
	生年月日		年 月 日						
発 効 期 日			年 月 日						
適 用 区 分									
長 期 入 院 該 当 年 月 日			年 月 日				保 険 者 印		
保険者番号並 びに保険者の 名 称 及 び 印									

注 意 事 項	
1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。 (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。 (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。 2. 療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。 3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	
備 考	